

注意点(共通)

- 新事業所において事業を開始した日時点の市内事業所に勤務している一般被保険者と高年齢被保険者の合計人数を交付年度の翌年度から3年間維持することが必要です。
- 投下固定資産総額には、直系血族間若しくは自己が役員になっている法人との間の取引、親会社・子会社・関係会社及び関連会社間の取引、その他これらに準ずる取引に係る費用は、原則として含みません。
- 奨励金の交付の対象となった資産については、一定期間内での譲渡や貸し付け等が生じた場合、交付した奨励金について返還を求められることがあります。

対象事業所

【工場】

日本標準産業分類(※)に掲げる大分類E—製造業及びCNF製造の工場、植物工場の施設

【物流施設】

日本標準産業分類に掲げる中分類44—道路貨物運送業、中分類47—倉庫業、小分類484—こん包業又はこれらに類する事業であり、流通加工並びに物資の保管及び在庫管理を行う物流施設であって、次の3種類の設備のうち2以上の種類の設備を新たに有するもの

- ・物資の仕分、搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備
- ・物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム
- ・流通加工の用に供する設備

【研究所】

日本標準産業分類に掲げる小分類391—ソフトウェア業、小分類711—自然科学研究所又は大分類—E—製造業の分野に係る研究若しくは開発を行う施設

用語の説明

【新規雇用者】

新設等に伴い、新たに雇用された市内に住所を有する雇用保険法に規定する一般被保険者又は高年齢被保険者で、新事業所において土地の購入又は賃借に係る契約を締結した日から事業を開始した日までの間に雇用された方のことです。新規雇用者には、再雇用や親会社等関連会社からの雇用及び派遣等は含みません。

【成長分野の工場】

- 食品関係 … 食品製造業、清涼飲料製造業等
- 医薬品・医療機器 … 医薬品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業等
- 環境関連 … 太陽光発電等の新エネルギー関連機器、電気自動車(EV)等の次世代輸送用機器、光・電子技術関連機器、ロボット、航空宇宙関連機器の製造業等
- CNF(セルロースナノファイバー)の関連事業…
主としてセルロースナノファイバー(ナノメートル単位で表せる程度の直径まで解きほぐした植物繊維をいう。)を製造するもの及びセルロースナノファイバーを原料又は材料とし、製品を製造するもの
- 植物工場…
施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育予測を行うことにより、年間通じて計画的に農作物を生産することができる施設

【機械設備】

地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4項に規定する償却資産であって、償却資産課税台帳種類別明細書に登録されている建物附属設備、機械及び装置をいいます。

※日本標準産業分類は、総務省統計局統計センターのホームページに掲載されています。
URL: http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

静岡県  富士市

富士市は活力ある事業所を応援します。

企業立地促進奨励金
工場・研究所等の設置に伴う
土地取得費と新規雇用に、

最大3億5千万

ものづくり向上事業補助金
工場・研究所等の
設備投資に、

最大5千万補助



雄大な富士山のふもとにある富士市では、活力ある地域産業を創造し、ものづくり産業の持続的な発展を実現するため、充実した優遇制度を設け、事業規模を拡大しようとする事業所を応援します。

富士市産業経済部 産業政策課 誘致担当
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地
TEL: 0545-55-2906 / FAX: 0545-51-1997
E-mail: sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

—いただきへの、はじまり富士市—

富士市産業政策課

検索

企業立地促進奨励金

市内において事業規模の拡大又は新たな事業を行う目的で、市内において土地を購入又は賃借し、事業所の新設、増設又は移設を行う事業者に対し、奨励金を交付します。

種類	対象経費	補助率及び額※2	限度額
用地取得奨励金	事業用地の購入に要した費用の額に右欄の補助率を乗じたもの	30%(成長分野の工場※1、研究所)	3億円
		20%(上記以外)	
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者(一般被保険者、高年齢被保険者)1人につき、右欄の額を乗じたもの(障害者2人、パートタイマー0.5人換算)	50万円	5,000万円

※1 成長分野の工場の詳細については、裏面にてご確認ください。
 ※2 小企業者で新事業所に勤務する従業員数が9人以下のものは、補助率及び額が2分の1となります。

指定の要件

対象施設	投下固定資産総額※1		新規雇用者※2	新事業所に勤務する従業員数※3	取得面積(賃借含む※4)
	中小企業	大企業			
工場	3,000万円以上	3億円以上	1人以上	10人以上 (小企業者は除く)	1,000 m ² 以上
物流施設					
研究所		1億円以上			

※1 新事業所において業務開始前3年以内に行う、家屋の新築、増築、改修に要した費用及び機械設備の取得価額の合計額をいいます。
 ※2 新規雇用者とは、新事業所において新たに雇用された者をいいます。詳細については、裏面にてご確認ください。
 ※3 雇用保険法に規定する県内に住所を有する一般被保険者と高年齢被保険者の合計人数をいいます。
 ※4 土地を賃借して事業を行う場合は、雇用奨励金のみが対象となります。

ものづくり力向上事業補助金

市内において事業規模の拡大及び生産性の向上を図る目的で、機械設備の購入又はこれに伴う家屋の新築、増築若しくは改修を行う事業者に対し、補助金を交付します。

種類	対象経費	補助率	限度額
ものづくり力向上事業補助金	新築又は増築した家屋の固定資産税課税標準額及び機械設備の取得価額の合計に右欄の補助率を乗じたもの	5%(成長分野の工場※1、研究所)	5,000万円
		3%(上記以外)	3,000万円

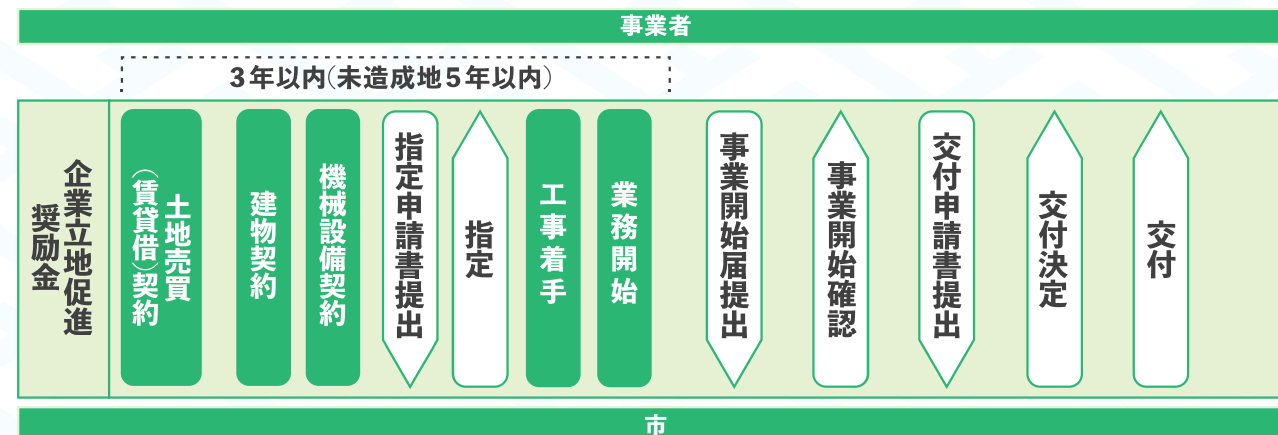
※1 成長分野の工場の詳細については、裏面にてご確認ください。

承認の要件

対象施設	投下固定資産総額※1	
	中小企業	大企業
工場	3,000万円以上	3億円以上
物流施設		
研究所		

※1 新事業所において業務開始前2年以内に行う、家屋の新築、増築、改修に要した費用及び機械設備の取得価額の合計額をいう。

手続の流れ



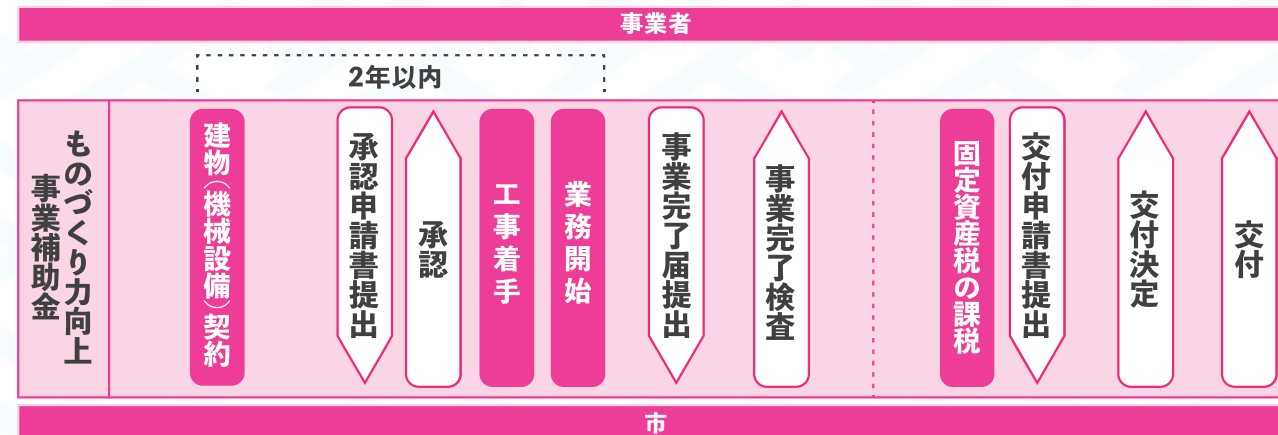
注意点

- 新設等の工事着手日までに、市の指定を受ける必要があります。
- 新たな機械設備の購入を伴わない事業所の移転、賃借している事業用資産の取得、駐車場又は資材置場のみの取得は対象となりません。

ものづくり力向上事業補助金の併用について

- 2つの制度の要件に該当した場合は、併用が可能ですが、申請から交付の手続はそれぞれ必要となります。また申請時の日付等は同日となります。

手続の流れ



注意点

- ものづくり力向上事業に係る工事の着手日までに、市の承認を受ける必要があります。
- 製品の製造、物流の効率化又はこれらの研究開発に直接供される新たな機械設備の購入が必要となります。
- 単なる機械設備の更新(賃借している事業用資産を取得するにすぎない場合を含む。)若しくは修繕又は家屋の修繕、改築若しくは大規模な修繕にすぎないと認められるものは補助対象となりません。
- 1,000平方メートル以上の土地の購入又は賃借を伴う場合は、事業期間は3年間となります。
- 中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例割合等の適用を受け、又は受ける予定の家屋及び機械設備は対象となりません。